

議案第 16 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）及び大阪府土木行政事務手数料条例（平成 12 年大阪府条例第 23 号）の一部改正に準じて、権限移譲事務である砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）に基づく事務に係る手数料を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。  
別表第13の1の項中「37,700円」を「33,900円」に改め、同表2の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第13の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新				旧			
別表第 13(第 2 条関係) 砂利採取法関係				別表第 13(第 2 条関係) 砂利採取法関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1	砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の規定による砂利の採取計画の認可の申請に対する審査	1 件	<u>33,900 円</u>	1	砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の規定による砂利の採取計画の認可の申請に対する審査	1 件	<u>37,700 円</u>
2	砂利採取法第 20 条第 1 項の規定による砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1 件	<u>15,000 円</u>	2	砂利採取法第 20 条第 1 項の規定による砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1 件	<u>17,000 円</u>
別表第 14～別表第 19 省略 附表 1～附表 3 省略				別表第 14～別表第 19 省略 附表 1～附表 3 省略			